

災害時における市有施設等の使用に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と福山瓦斯株式会社、広島ガス株式会社、因の島ガス株式会社（以下、3社併せて「乙」という。）は、災害時における甲の施設の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において災害が発生した場合に、被災者の生活を速やかに復旧させるため、乙のガス供給の復旧作業に必要となる甲の施設の使用等に関して必要な事項を定める。

（施設等の使用）

第2条 乙は、福山市内において災害が発生し、乙の管理する施設等が被災した場合、乙及び乙の指定する協力会社（以下、併せて「乙等」という。）の災害復旧活動場所や資機材置き場の用地として、甲が指定する施設等が無償で使用することができる。使用する施設等が決まった際には、乙は甲に対し許可申請書兼使用料減免申請書を提出するものとする。

【指定候補施設】※候補施設内で乙が使用できる区域については甲が指定する。

- (1) 竹ヶ端運動公園（福山市水呑町4748番地）
- (2) 緑町公園（福山市緑町9番5号）
- (3) 駅家公園（福山市駅家町万能倉373番地38）
- (4) 中央公園（福山市霞町一丁目10番）
- (5) その他、甲が指定する施設

2 前項により甲が乙等に使用させる施設が、マンホールトイレの設備を有するものである場合、甲は甲が所有するマンホールトイレの設置及び管理を乙に依頼することができる。この場合、乙は、可能な範囲でこれに応じ、マンホールトイレの設置・管理をするよう努めるものとする。

3 乙は、マンホールトイレの設置・管理を行うに当たっては、甲の指示に従わなければならない。乙の指定する協力会社に行わせる場合も、同様とする。

（連絡方法）

第3条 災害が発生した場合の甲及び乙の相互連絡は、電話、ファクシミリ又は電子メール等によるものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、本協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先等必要な事項をあらかじめ書面及びメールにて相互に確認しておく。

2 前項の確認は、毎年4月1日時点で行い、以降継続して実施する。

(損害賠償責任)

第5条 乙等がその責めに帰すべき事由により、甲の施設等に損害を与えたときは、乙はその旨を甲に連絡し、施設等の修補又は損害を賠償する責任を負う。

2 甲の施設等において、乙等がその責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責任を負う。

(平時の協力)

第6条 甲及び乙は、災害時の連携が円滑に行うことができるよう、平素から情報共有、意見交換、訓練等を適宜実施するものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

2025年(令和7年)2月1日

甲 福山市東桜町3番地5
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市南手城町二丁目26番1号
福山瓦斯株式会社
代表取締役社長 松本 茂太郎

広島市南区皆実町二丁目7番1号
広島ガス株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 中川 智彦

尾道市因島田熊町5037
因の島ガス株式会社
代表取締役社長 村上 祐司